

第 4 章

脆弱性評価

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

国基本計画及び県地域計画では、基本法17条第1項の規定に基づき、大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価（以下「脆弱性評価」）の結果を踏まえ、国土強靱化に必要な施策の推進方針が定められています。

本計画の策定は、次の手順により脆弱性評価を行い、強靱化のための推進方針を策定します。

■脆弱性評価の手順

① 「対象とする自然災害」の設定 P15・P16



② 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定 P17・P18



③ 「施策分野」の設定 P19



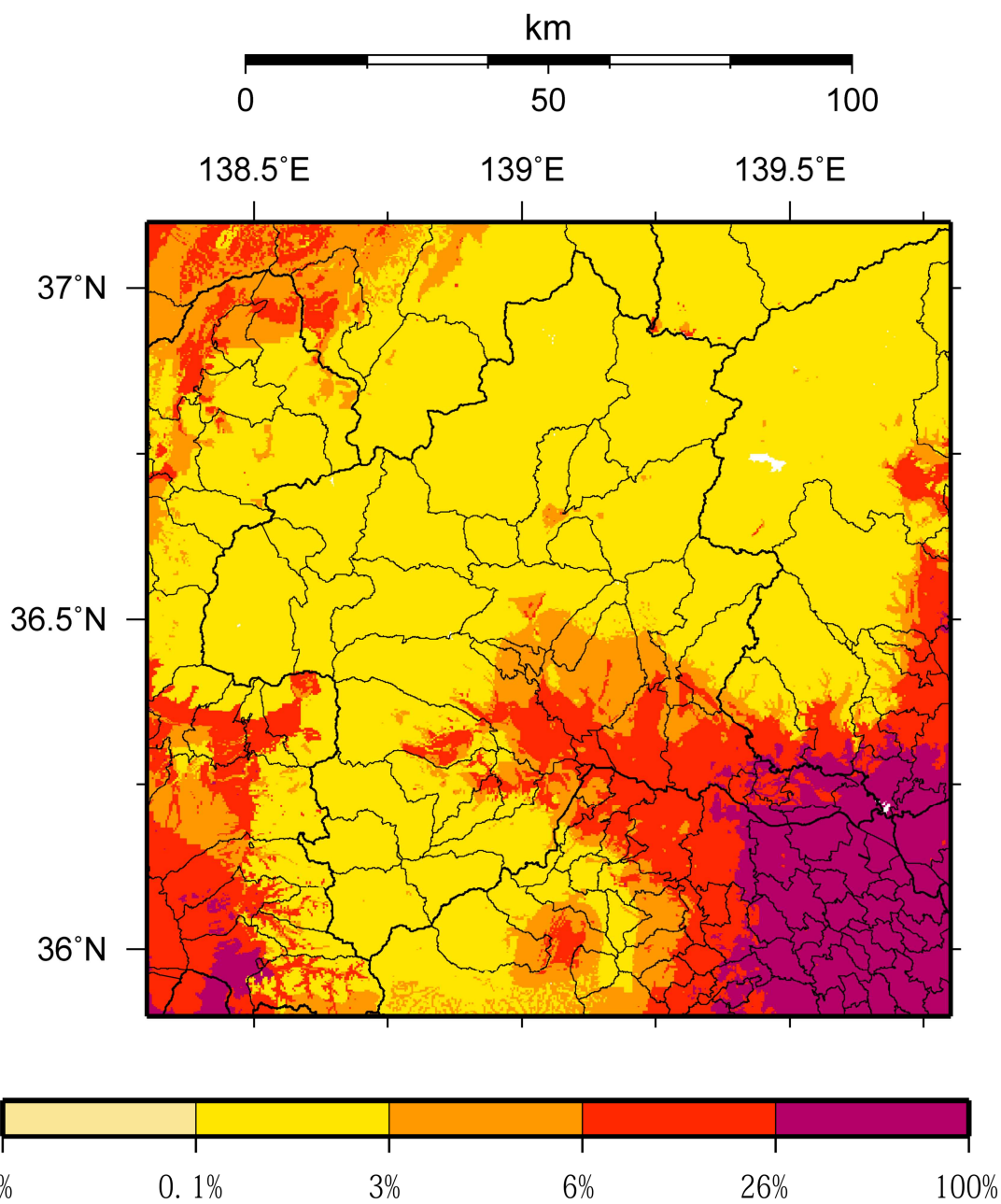
④ 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策の分析及び評価 P19

2 対象とする自然災害の設定

国基本計画及び県地域計画においては、「大規模自然災害全般」を想定しています。
本町においても、「大規模自然災害全般」を対象に設定することとします。

■本町で想定される主な大規模自然災害

自然災害の種類		想定する規模等
大規模地震		M 7 ～ 8 程度、最大震度 6 強を想定。 建物被害、火災、死傷者が多数発生。 ※全国地震予測地図 2 0 2 0 年版 (P 1 6)
台風・梅雨前線 等による 豪雨・竜巻・突風	大規模水害	記録的な大雨等による大規模水害を想定。 例えば、堤防の決壊や河川の氾濫による人的・物的被害等が発生。
	暴風災害	台風や竜巻、突風等、大規模暴風災害を想定。 例えば、強風による倒木や電柱倒壊等による人的・物的被害が発生。
暴風雪・大雪		記録的な暴風雪や大雪等による大雪災害を想定。 例えば、家屋の倒壊、交通事故等による人的・物的被害が発生。
火山噴火		常時観測火山（浅間山、草津白根山、日光白根山）の大規模噴火を想定。例えば、降灰による人的・物的被害等が発生。
複合災害		複数の自然災害が同時期に発生する事態を想定。 例えば、大規模な地震により被災した直後に豪雨災害が発生。



(モデル計算条件により確率ゼロまたは評価対象外のメッシュは白色表示)

今後30年間に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率

出典：全国地震予測地図2020版

3 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

脆弱性評価は基本法第17号第3項の規定に基づき、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行うものとされています。本計画では、国基本計画及び県地域計画を参考にしながら、本町の状況を考慮し、「事前に備えるべき目標」の達成の妨げとなる「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定します。

■本計画における「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	地震等による建築物等の大規模倒壊や火災による多数の死傷者の発生（二次災害を含む）
		1-2	気候変動の影響により大規模水害が発生し、広域かつ長期的な氾濫・浸水をもたらすことによる多数の死傷者の発生
		1-3	情報伝達の不備や防災意識の低さ等に起因した避難行動の遅れ等による多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2	消防等の被災・エネルギー供給の途絶等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-3	医療施設・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災・支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-4	被災地における感染症等の大規模発生

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	町職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生後であっても経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断やエネルギー供給の停止等による企業活動等の停滞
		4-2	食料等の安定供給の停滞
5	大規模自然災害発生後であっても生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともにこれらの早期復旧を図る	5-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の長期停止
		5-2	上水道・工業用水等の長期間にわたる供給・機能停止（異常湧水や用水施設の損壊等による用水供給の途絶含む）
		5-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		5-4	地域交通ネットワークの機能停止
6	制御不能な二次災害を発生させない	6-1	有害物質の大規模拡散・流出
		6-2	農地等の荒廃による被害の拡大
		6-3	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
7	大規模自然災害発生後であっても地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-2	道路啓開 ^{（注3）} 等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		7-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

（注3）緊急車両等の通行のため、早期に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

4 施策分野の設定

本計画では、国基本計画及び県地域計画を参考にしながら、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避し、効果的に強靱化を推進するため、4つの施策分野を設定します。

- （１）行政機能／消防／教育／情報通信
- （２）保健医療・福祉
- （３）都市・インフラ／環境
- （４）産業

5 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するための施策の分析及び評価

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を回避するために必要となる事項について、本町が実施している施策の取組状況などを踏まえ、脆弱性評価を実施しました。評価結果は28ページをご覧ください。